

1 東海地震に係る事前対策計画

本計画は、川崎市地震対策条例第17条第1項の規定に基づく、地震防災事前対策計画である。

注：気象庁では、平成29年11月から「南海トラフ地震に関連する情報」の運用を開始したことに伴い、現在、東海地震のみに着目した「東海地震に関連する情報」の発表は行われず、又、内閣総理大臣による警戒宣言の発令も行われないことに留意する。

第1章 基本方針【危機管理本部】

第1節 主旨

市域は大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号、以下第6部では「大震法」という。）第3条の規定に基づく地震防災対策強化地域ではないが、当該地域に係る警戒宣言の発令等に伴う混乱を未然に防止し、かつ地震発生に伴う被害を最小限に止めるため、大震法第6条に基づき、「地震防災対策強化地域」（以下「強化地域」という。）において作成が義務付けられている地震防災強化計画に準じ、市の東海地震対策を定める。なお、気象庁では、平成29年11月から「南海トラフ地震に関連する情報」の運用を開始したことに伴い、現在、東海地震のみに着目した「東海地震に関連する情報」の発表は行われず、又、内閣総理大臣による警戒宣言の発令も行われないことに留意する。

第2節 計画の方針

この計画は、警戒宣言発令前の東海地震に関連する調査情報（臨時）、東海地震注意情報、及び警戒宣言に伴う東海地震予知情報（以下、「東海地震に関連する情報」という。）が発表された時から、地震発生までの間における対応を規定する。

第3節 業務の大綱

1 市の処理すべき事務又は業務の大綱

東海地震に係る警戒宣言の発令及び東海地震に関連する情報の発表によって危惧される社会的混乱等を未然に防止し、かつ地震発生に伴う被害を最小限に止めるために、市はその事前にとるべき措置に関し、関係機関と相互協力して、おおむね次の業務を処理する。

- (1) 東海地震に関連する情報の収集・伝達
- (2) 警戒宣言の発令及び東海地震に関連する情報の発表に伴う活動体制の確立・運営等
- (3) 事前避難対策
- (4) 警戒宣言発令時及び東海地震に関連する情報の発表時の広報対策
- (5) 児童・生徒等保護対策
- (6) 地震発生後に備えた資機材・人員等の配備及び飲料水・食料その他生活必需品の確保
- (7) 医療救護対策
- (8) 緊急輸送に関する事項
- (9) 市が管理又は運営する施設等に関する対策
- (10) 消防対策
- (11) 地震防災上、必要な教育及び広報に関する計画
- (12) 地域防災体制の整備・推進
- (13) 地震防災応急計画の基本となるべき事項

2 公共的団体及びその他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱

市域の公共的団体及びその他防災上重要な施設等の管理者は、この計画に定める事前対策に係る防災業務を勘案し、それぞれの公共的な業務に応じ、協力するものとする。

第2章 東海地震に関連する情報及び警戒宣言【横浜地方気象台、危機管理本部】

第1節 東海地震に関連する情報【横浜地方気象台】

東海及びその周辺地域の地震・地殻変動などの各種観測データを遠隔測定することにより、気象庁は24時間体制で東海地震の前兆現象の監視を行っており、異常現象を検知した場合は、以下の東海地震に関連する情報を発表する。

なお、各情報の発表後、東海地震発生のおそれなくなったと判断された場合は、その旨の情報を発表する。

情報の種類	情報の内容	カラーレベル (※)	
東海地震に関連する調査情報 (定例)	毎月開催される定例の地震防災対策強化地域判定会 (以下「判定会」という。) において評価した調査結果について発表	情報発表時	青
東海地震に関連する調査情報 (臨時)	東海地域の観測データに異常が現れた場合に、その原因の調査状況について発表される情報で、東海地域におけるひずみ計1箇所以上で有意な変化が観測された場合等に発表	情報発表時	青
		東海地震に関連する調査情報 (終了) 発表時	青
東海地震注意情報	東海地震の前兆現象の可能性が高まったと認められた場合に発表される情報で、東海地域におけるひずみ計2箇所での有意な変化が、前兆すべり (プレスリップ) である可能性が高まったと判定会で判断した場合等に発表	情報発表時	黄
		東海地震注意情報 (終了(解除)) 発表時	青
東海地震予知情報	東海地震が発生するおそれがあると認められ、「警戒宣言」が発せられた場合に発表される情報で、東海地域におけるひずみ計3箇所以上での有意な変化が、前兆すべり (プレスリップ) によるものと判定会で判断した場合等に発表	情報発表時	赤
		東海地震予知情報 (終了(解除)) 発表時	青

※ 各情報を分かりやすくするために補足する言葉

第2節 警戒宣言の発令

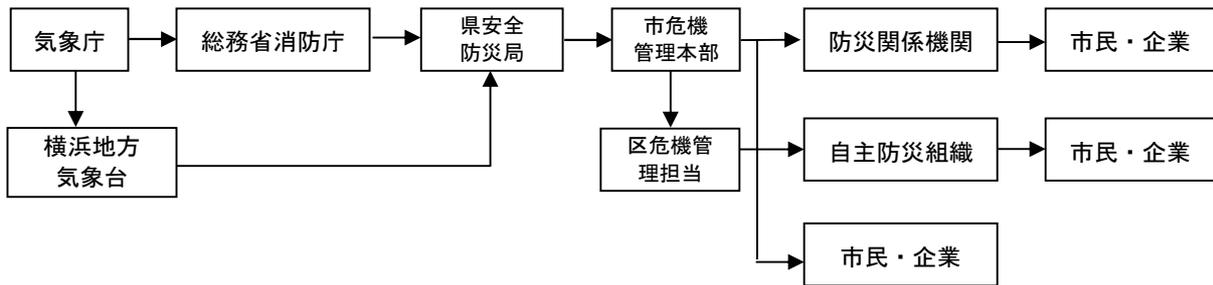
異常現象が東海地震につながるものかどうかの検討を行うため、判定会が開催され、判定会での検討の結果、気象庁長官が東海地震が発生するおそれがあると判断した場合、気象庁長官は、直ちに「地震予知情報」を内閣総理大臣に報告する。

「地震予知情報」の報告を受けた内閣総理大臣は、直ちに閣議を招集し「警戒宣言」の閣議決定を行い、報道機関等を通じて「警戒宣言」を発令する。

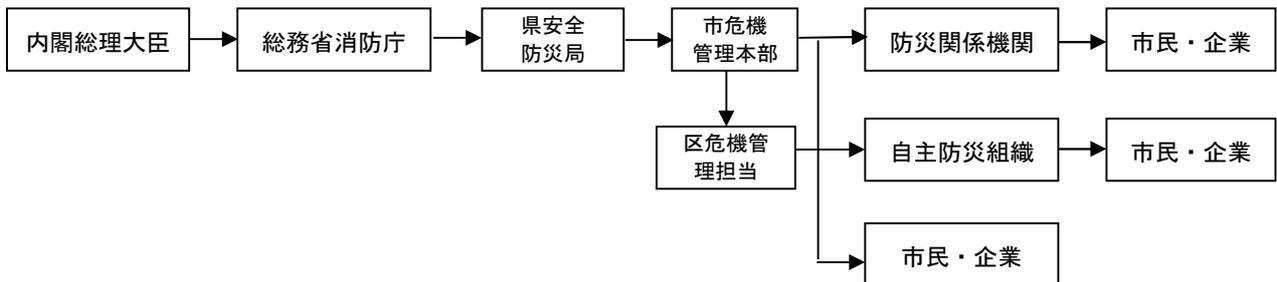
第3節 警戒宣言等の伝達【危機管理本部、各局室区】

警戒宣言及び東海地震に関連する情報の伝達については、次の伝達系統図による。なお、情報の伝達については、第3部第4章第8節参照。

・東海地震に関連する情報の伝達系統図



・警戒宣言の伝達系統図



第3章 東海地震に関連する調査情報（臨時）発表から警戒宣言発令（東海地震予知情報発表）までの対応措置【消防局、総務企画局、危機管理本部、

シティプロモーション推進室、各局室区】

第1節 市の活動体制【危機管理本部】

1 東海地震に関連する調査情報（臨時）発表時

常設の災害対策本部事務局（危機管理本部）の体制を強化し、川崎市災害警戒体制を確立し、続報を逃さない情報収集体制をとる。

2 東海地震注意情報発表時

市長は、東海地震注意情報が発表されたときは、川崎市東海地震警戒本部（以下「東海地震警戒本部」という。）を設置して、警戒体制にあたる。なお、組織及び配備については、第3部災害初動計画第1章組織及び第2章配備で定める体制とする。この場合において、「災害対策本部」とあえるのは、「東海地震警戒本部」と読み替えるものとする。

3 東海地震警戒本部の廃止

東海地震注意情報の解除に係る情報が発表されたとき及び災害対策本部を設置したときは、その体制を廃止する。

（資料編 川崎市東海地震警戒本部設置要綱）

第2節 職員の配備【危機管理本部】

1 配備基準

東海地震注意情報が発表された場合、本部要員は、必要な情報の受伝達及び警戒宣言時の対応措置が円滑に実施できるよう体制をとる。

なお、防災活動上必要と認められるときは、各局区長の判断により、配備体制を強化することができる。

2 勤務時間外の動員の方法

東海地震注意情報が発表された場合、電子メール、有線電話等により本部要員へ非常連絡することを原則とするが、当該連絡が届かない場合においても、インターネット、電子メール、テレビ、ラジオ等により、東海地震注意情報が発表されたことを知ったときは、参集連絡を待つことなく自動参集しなければならない。

東海地震に関連する情報発表時の配備体制及び基準

名 称	基 準	配備区分	参集	備 考
災害警戒体制 川崎市	東海地震に関連する調査情報（臨時）発表時	予め指定された危機管理本部員	自動参集	
東海地震警戒本部 川崎市	東海地震注意情報発表時	・本部要員 ・区本部要員	自動参集	
災害対策本部 川崎市	東海地震予知情報発表時 警戒宣言発令時	・本部要員 ・区本部要員 ・区業務継続要員	自動参集	
		上記以外の職員	指示による参集	

第3節 消防局の対応措置【消防局、消防団】

消防機関は、東海地震に関連する情報が発表された場合、早期に地震発生に伴う出火防止の広報を重点とした警戒体制の確立を図り、被害の軽減を期するものとする。

1 東海地震に関連する調査情報（臨時）

東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表された場合、震災警戒第1号体制を発令し、通常警戒体制の中で続報を逃さない情報収集体制を確保する。

2 東海地震注意情報

東海地震注意情報が発表された場合、震災警戒第2号体制を発令し、全職員により、全消防力をもって次の措置等を実施し、震災警戒体制を確立する。

なお、消防職員は動員命令を待つことなく速やかに所属等に参集する。

(1) 消防局

- ア 消防警戒本部の設置
- イ 庁舎内の転倒防止策の実施と来庁者等の安全確保措置
- ウ 消防ヘリコプターによる広報活動
- エ 機械器具等の点検整備及び予備燃料確保
- オ 通信・放送設備の点検及び非常電源の確保・点検
- カ その他必要な事項

(2) 消防署

- ア 方面警戒本部の設置
- イ 事前計画に定める広報活動の実施
- ウ 庁舎内の転倒防止策の実施と来庁者等の安全確保措置

- エ 消防車両等及び機械器具等の点検整備並びに予備燃料確保
- オ 通信・放送設備の点検及び非常電源の確保・点検
- カ その他必要な事項

(3) 消防団

消防団器具置場等に必要な人員を配置し、消防団警戒本部の設置準備体制をとる。

第4節 東海地震注意情報発表時の措置【危機管理本部、シティプロモーション推進室、 消防局、区】

1 広報

(1) 市が実施する広報

市民、企業、防災関係機関等に対して、インターネット、メールニュースかわさき「防災気象情報」、緊急速報メール、テレビ神奈川データ放送、ケーブルテレビ、ラジオ、同報系防災行政無線、コミュニティFM（かわさきFM）、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等を通じて冷静な行動・対応をとるよう広報するとともに、来庁者及び職員に対しても庁内放送や電子メール等により伝達する。

また、外国人等への情報伝達について特に配慮を行うものとする。

(2) 防災関係機関等が実施する広報

防災関係機関等（電気・ガス・通信・鉄道等）は、市民及び施設利用者に対して、東海地震に関連する情報の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報等それぞれの機関に応じた広報を実施する。

2 混乱防止措置

東海地震注意情報の発表に伴い、混乱が発生する恐れのあるとき、又は混乱が発生したときは、市及び防災関係機関等（警察、鉄道機関、バス機関等）は協力してこれらの混乱の発生防止及び収拾に努める。

(資料編 災害に関する情報配信先一覧)

(資料編 災害情報等の放送に関する協定（かわさき市民放送）)

(資料編 災害時等における放送要請に関する協定書（日本放送協会横浜放送局、アールエフラジオ日本ほか）)

(資料編 災害時等におけるケーブルテレビ事業者との情報伝達の要請に関する協定

（イツコミュニケーションズ株式会社、株式会社ジェイコム関東せたまち局、YOUテレビ株式会社）

(資料編 ケーブルテレビ放送を活用した防災気象情報の提供に関する覚書

（イツコミュニケーションズ株式会社）

(資料編 地上デジタル放送を活用した防災気象情報の提供に関する覚書（株式会社テレビ神奈川）)

(資料編 災害情報等の相互提供に関する協定（株式会社レスキューナウ）)

(資料編 災害時アマチュア無線の災害情報通信の協力に関する協定（川崎市アマチュア無線情報ネットワーク）)

第4章 警戒宣言発令（東海地震予知情報発表）時の対応措置【危機管理本部】

本章では、大震法第9条第1項に基づく警戒宣言が発令されたときから、当該警戒宣言に係る地震が発生するまで又は発生するおそれなくなるまでの間にとるべき対策について定める。

第1節 組織・配備【危機管理本部】

市長は、警戒宣言が発せられたときは、災害対策基本法第23条の2に基づき、災害対策本部を設置する。災害対策本部の組織・配備については、第3部災害初動対策計画第1章組織及び第2章配備で定める体制によるものとする。

第2節 広報【危機管理本部、シティプロモーション推進室、消防局、区】

警戒宣言が発せられた場合の広報活動については、市が保有するあらゆる広報手段を活用するとともに、テレビ・ラジオ等の報道機関を通じて直接市民に正しい情報を提供し、未然の混乱防止に努めるものとする。

1 市が実施する広報

(1) 広報内容

- ア 警戒宣言の内容、市内の震度及び津波の予測
- イ 市長から市民への呼びかけ
- ウ 事業所に対する応急対策実施の呼びかけ
- エ 地域住民が取るべき措置
- オ 交通規制の状況等、地震防災応急対策の内容と実施状況
- カ その他状況に応じて事業所又は住民に周知すべき事項

(2) 広報手段等

広報は、報道機関の協力を得て行うほか、インターネット、メールニュースかわさき「防災気象情報」、緊急速報メール、防災行政無線、地震防災信号（警鐘、サイレン）、広報車、テレビ神奈川データ放送、ケーブルテレビ、コミュニティFM（かわさきFM）、SNS（ソーシャル・ネットワークキング・サービス）、消防ヘリコプター、自主防災組織等を通じる伝達ルートを用いて行うとともに、来庁者及び職員に対しても庁内放送や電子メール等により伝達する。

また、外国人等への情報伝達について特に配慮を行うものとする。

（資料編 災害情報等の放送に関する協定（かわさき市民放送））

（資料編 災害時等における放送要請に関する協定書（日本放送協会横浜放送局、アールエフラジオ日本ほか））

（資料編 災害時等におけるケーブルテレビ事業者との情報伝達の要請に関する協定

（イツコミュニケーションズ株式会社、株式会社ジェイコム関東せたまち局、YOUテレビ株式会社））

（資料編 ケーブルテレビ放送を活用した防災気象情報の提供に関する覚書

（イツコミュニケーションズ株式会社））

（資料編 地上デジタル放送を活用した防災気象情報の提供に関する覚書（株式会社テレビ神奈川））

（資料編 災害情報等の相互提供に関する協定（株式会社レスキューナウ））

（資料編 災害時アマチュア無線の災害情報通信の協力に関する協定（川崎市アマチュア無線情報ネットワーク））

地震防災信号の形式（大震法施行規則第4条）

警 鐘	サイレン
<p>(5点)</p> 	<p>(約45秒)</p> 
<p>備考 1 警鐘又はサイレンは、適宜時間継続すること。 2 必要があれば警鐘及びサイレンを使用すること。</p>	

2 防災関係機関等が実施する広報

防災関係機関等（電気、ガス、通信、鉄道等）は、住民及び施設利用者に対して、警戒宣言の内容、交通機関及びライフラインに関する情報、生活関連情報等それぞれの機関の特色に応じた広報を実施する。

第3節 事前避難【危機管理本部】

警戒宣言時における事前避難の実施については、次のとおりとする。

1 避難の基本方針

警戒宣言が発令された場合の避難の勧告・指示は原則として行わない。

ただし、住民が自発的に避難をしてきたときは、区長は避難所（第2部第6章第2節で指定された避難所とする。）を開設し、避難者を受け入れる。

2 避難状況等の報告

区長は、市長に避難の状況、その他の措置について報告する。

なお、市長は、事前避難の実施状況等を県知事に報告する。

第4節 児童・生徒の保護【教育委員会】

学校においては、児童・生徒の安全確保の万全を期するため、緊急時に備えあらかじめ迅速、的確に対処できる綿密な防災計画を、次の基準により定めておくものとする。

1 市立学校の児童・生徒の避難安全対策

(1) 情報伝達

ア 教育委員会事務局と学校との間に地震緊急連絡体制を確立し、教育委員会事務局が警戒宣言発令、東海地震予知情報及び東海地震注意情報の入手と同時に市防災行政無線を通じ学校等にあらかじめ定められた伝達文を用い連絡するものとする。

イ 緊急連絡を受信した学校は直ちに校内放送を通じて、教職員に伝達し、校内防災体制を整えるものとする。

(2) 児童・生徒の安全対策

ア 警戒宣言発令時の対応

①在宅時	警戒宣言が発せられたとき全学校は休校	
②登下校途中	全学校の児童・生徒は、登校途中の場合は登校、下校途中の場合は下校させる。	ただし、スクールバスの利用者については、学校が運転手に連絡し、指示を出す。また、運転手が警戒宣言発令の情報を得た場合、直ちに学校に連絡し指示を受ける。
③在校時	小学校、特別支援学校においては、すべての児童・生徒を保護者に直接引き渡すことを原則とする。また、中学校、高等学校ではあらかじめ保護者と合意した方法により下校する。	保護者以外のものへの引渡しについては、各学校が保護者や地域の状況を踏まえてこれを定め、あらかじめ保護者と合意した方法で行う。
④放課後	③に準ずる。	
⑤休日等	①に準ずる。	

イ 東海地震注意情報発表時の対応

東海地震注意情報発表時の対応については、「ア 警戒宣言発令時の対応」に準ずるものとする。

2 教職員等の対処

- (1) 教職員は、すみやかに在校の児童・生徒の安全の確保に努めるものとする。
- (2) 児童・生徒の氏名、人員等の掌握をするものとする。
- (3) 障害児については、あらかじめ介助体制等の組織を作るなど、十分配慮するものとする。
- (4) 児童・生徒の保護者等への引き渡しについては、あらかじめ定められた方法で確実にを行うものとする。
- (5) 遠距離通学者、交通機関利用者、留守家庭等で帰宅できない児童・生徒については、氏名、人員等を確実に把握し、引き続き保護するものとする。
- (6) 校長は、教育委員会に保護等の状況をすみやかに報告する。

第5節 飲料水に係る措置【上下水道局】

上下水道局は、地震発生に備え、給水体制の万全を期するものとする。

1 飲料水の事前確保

地震発生に備え各家庭及び事業所に対して飲料水の備蓄を呼びかけるとともに、需要に対処するため取水・浄水の増量及び企業団受水の増量に努める。

2 配水池等の警備体制の確立

配水池等については、あらかじめ指定された職員を配水池及び関連施設に配備し、警備及び操作について万全を期するものとする。

3 応急給水体制

応急給水を実施するため、応急給水用資器材の配備及び人員を確保するものとする。

第6節 食料・生活必需品の確保【経済労働局、危機管理本部、区】

地震発生に備え、災害応急対策に必要な食料・生活必需品の円滑な供給を実施するための措置を講ず

るものとする。

1 調達体制の点検・確認

経済労働局は、あらかじめ定められた計画に基づき、直ちに供給協定を締結している関係団体に連絡し、食料・生活必需品の調達先及び調達手段等の確認と、関係団体の供給可能な数量の把握に努め、発災に即時対応できる体制を確立するものとする。

2 住民等による食料・生活必需品の備蓄

警戒宣言発令に伴う食料・物資の買い占めによる社会的混乱発生の防止に留意し、各家庭等は、常日頃から災害発生に備え、食料・生活必需品の備蓄に心がけるものとする。

第7節 資機材・人員の配備【危機管理本部】

地震の発生と同時に迅速な対応措置が図れるよう、資機材の整備と人員の配備について次のとおり行うものとする。

1 配備体制の確立

市及び防災関係機関等は、発災後における災害応急対策を円滑に実施するため、必要な資機材の点検・整備、また、これに係る人員の配備についてすみやかに措置を講ずるものとする。

2 配備の内容

応急対策に係る資機材及び人員の配備を要する事項は、おおむね次のものとする。

- (1) 緊急輸送道路の確保
- (2) 飲料水の確保
- (3) 廃棄物処理及び清掃活動の確保
- (4) 防疫活動の確保
- (5) 汚水処理機能の確保
- (6) 応急仮設住宅の確保及び被災住宅の応急修理

なお、それぞれに必要な資機材の種類、数量、所在場所、運搬方法、必要員数等についての具体的な措置の内容は関係機関ごとに別途定めるものとする。

第8節 医療救護・福祉対応【健康福祉局、病院局】

市内医療関係機関は、地震発生に備え、それぞれ地震防災応急対策を実施して医療救護機能の維持に努めるものとする。また、市内社会福祉施設は、災害時要援護者等の受入に対応できるよう備えるものとする。

1 保健衛生・福祉班の編成待機

医師、歯科医師、医療従事者及び事務職等による保健衛生・福祉班を設置するため、職員を待機させる。

2 医療救護班の編成待機

健康福祉局は、川崎市医師会に医師を班長とする医療救護班（現場医療救護班、待機医療救護班、地区災害出動班）の編成待機を要請する。

3 医療救護所の設置準備

健康福祉局又は区は、協議のうえ、想定される被害状況等を勘案して、医療救護所の設置場所を検討する。

4 市立病院の役割

市立病院は、入院患者等の安全確保を図るとともに、各病院の位置付けに応じて、傷病者等の受入体制の準備等を行う。

また、医療救護活動に必要な医薬品等の点検整備をする。

5 市内医療機関に対する要請

健康福祉局は、川崎市病院協会を通じて、市内の医療機関に対して入院患者等の安全の確保と傷病者等の受入体制の準備を図るよう要請する。

6 医薬品等の緊急調達の準備

健康福祉局は、医療救護活動に必要な医薬品等の緊急調達を迅速に行うため、医薬品等の調達に関し川崎市薬剤師会及び市内医薬品卸会社に対し在庫量の確認その他の必要な連携を図る。なお、血液製剤については、神奈川県へ支援を要請するものとする。

7 市内福祉施設に対する要請

健康福祉局は、川崎市災害時高齢者・障害者施設等情報共有システム（E-Welfiss）等を活用して市内社会福祉施設との連絡体制の確保に努めるとともに、災害時要援護者等の受入体制の準備を図るよう要請する。

第9節 緊急輸送【危機管理本部、総務企画局】

発災に備え、緊急輸送に必要な車両、輸送ルート等を次により定める。

1 緊急輸送の対象

警戒宣言が発せられた場合、緊急輸送の対象となる人員、物資等の範囲は次のとおりである。

- (1) 応急対策要員
- (2) 応急対策の実施に必要な食料、医薬品、資機材等
- (3) その他市長が必要と認める人員、物資又は資機材

なお、緊急輸送は必要な範囲で実施するものとし、輸送手段の競合を生じないよう関係機関と十分な調整を行い、効率的な配分計画のもとに実施するものとする。

また、警戒宣言後の緊急輸送の実施にあたり具体的に調整すべき問題が生じた場合は、災害対策本部において必要な調整を行うものとする。

2 緊急輸送ルート

市におけるルートは、第2部第8章で定める緊急活動道路とする。

3 緊急輸送車両等の確保

市及び防災関係機関は、発災後の緊急輸送に備えて、輸送用車両等の確保を図るとともに、運用体制を一元化するものとする。

確保すべき車両の数量及び確保先との連絡手段等は、第4部第8章によるものとする。

第10節 市管理施設の事前対策

市が管理する道路、橋りょう、河川、港湾、下水道等及びその他の重要な施設等における、発災に備えた事前措置について、次により実施するものとする。

1 共通してとるべき措置

区 分	主 な 措 置
警戒宣言等の伝達	1 来庁者及び職員に対して、警戒宣言、東海地震注意情報及び東海地震予知情報の内容を非常放送、庁内放送等により伝達

	2 冷静な行動、とるべき措置について周知
来庁者等の安全確保措置	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難通路の確保、非常口の開錠と開放 2 避難器具(救助袋、梯子、緩降器等)の点検 3 必要に応じて退避の指示 4 施設の立入禁止区域の設定及び周知 5 退避の際の誘導責任者は、消防計画書に定める避難誘導班長とし、階段等避難設備を利用して安全な場所に誘導 6 退避誘導後、庁舎内残留者を把握
通信・放送設備の点検	<ol style="list-style-type: none"> 1 市防災行政無線等通信手段の点検 2 放送設備、携帯ハンドマイク等の点検
機械設備、電気設備の点検又は使用停止措置	<p>次の設備は使用停止とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 エレベーター、エスカレーター設備 2 冷・暖房施設 3 その他必要以外の電気・機械設備
設備、備品等の転倒及び落下防止措置	<ol style="list-style-type: none"> 1 窓ガラス等の飛散及び落下防止の確認 2 ロッカー、書庫、書棚等の転倒防止確認 3 諸物品等の落下防止措置
出火防止措置	<ol style="list-style-type: none"> 1 火気使用の制限 やむを得ず使用する場合、火気使用機器及び場所を確認し、地震が発生した場合、直ちに消火できる措置を講じる。 2 ガス器具及び火気使用場所の点検、確認 3 使用していないガスの元栓の閉止 4 消火用水の確保
危険物の安全措置	<ol style="list-style-type: none"> 1 流出、発火、爆発のおそれある危険物等の安全措置 2 貯蔵又は使用中の危険物や高圧ガスは、所定の場所に保管するか、転倒防止、漏えい防止措置を講じる。 3 緊急遮断装置等安全装置類の点検
緊急貯水	<ol style="list-style-type: none"> 1 受水槽への緊急貯水 2 飲料水の貯水
消防用設備等の点検・確認	消火栓設備、警報設備、避難設備等の点検
非常電源の確保	<ol style="list-style-type: none"> 1 自家発電設備、可搬式発電機、電池等の点検 2 発電設備用燃料の確保
その他	<ol style="list-style-type: none"> 1 施設、設備の固有の特性、機能について必要な点検 2 緊急車両、救援物資輸送車両等の駐車場の確保 3 応急活動用資機材等の準備 4 応急活動体制の確立 5 動物園にあっては、動物の逃走防止措置

2 道路、橋りょう等における措置

区 分	主 な 安 全 確 保 措 置
道路及び橋りょう	<p>道路管理者は、警戒宣言が発せられた場合は直ちに所管道路の緊急点検及び巡視を実施して状況を把握し、交通の制限、工事中の道路における工事の中断等の措置をとるものとする。</p> <p>緊急点検、巡視の具体的な実施方法及び実施体制については、関係局が別に定める。</p>
河川及び港湾施設等	<p>河川、港湾施設等の管理者は、警戒宣言が発せられた場合は、直ちに所管施設の緊急点検及び巡視を実施して状況を把握し、工事中的場合は工事の中断等の措置を講ずるとともに、施設の管理上必要な操作を行うための非常用発電装置の準備、点検その他所要の被災防止措置を講ずるものとする。また、港湾での就業者等へ警戒宣言を伝達する。緊急点検、巡視の具体的な実施方法及び実施体制については関係局が別に定める。</p>
下水道施設	<p>燃料及び冷却水の再点検並びに非常発電機及び雨水ポンプの試運転等を実施する。</p> <p>また警戒宣言が発せられた場合は、可能な限り管きょ内他の汚水貯留量を減ずるものとする。</p>

3 福祉施設、医療機関、こども文化センター等における措置

区 分	主 な 安 全 確 保 措 置
児童・高齢者・障害者、福祉施設における措置	<p>通園(所)施設</p> <ol style="list-style-type: none"> 警戒宣言発令と同時に、施設の休園(所)措置をとる。 通園(所)者及び施設利用者は、保護者等に引き渡し、帰宅させる。 保護者等に引き渡すまでは、通所(園)者及び施設利用者に対する安全確保措置を講じる。 東海地震予知情報及び東海地震注意情報発表時の対応については、警戒宣言発令時の対応に準ずるものとする。 <p>入園(所)施設</p> <ol style="list-style-type: none"> 入園(所)施設は、積極的な休園(所)措置はとらない。 入園(所)者等の安全確保措置を講じる。 入園(所)者等の避難誘導方法等を確認し、避難が必要となった際の地域住民との協力体制を確保する。 保護者との連絡体制を確保し、避難先、経路、引き渡しの方法等を周知する。
医療機関における措置	<p>外来患者</p> <p>地域医療の確保のため、耐震性を有する施設は診療を継続することができるものとする。</p> <p>入院患者</p> <ol style="list-style-type: none"> 入院患者に対する安全確保措置を講じる。 入院患者のうち、退院を希望する者及び主治医の判断により退院可能な

	<p>患者について退院指導を行う。</p> <p>3 重症患者、新生児等は施設内の安全な場所に退避誘導し安全確保を図る。 なお、新生児は、母親に付添いをさせる。</p>
<p>こども文化センター (わくわくプラザを 含む)</p>	<p>警戒宣言が発令された場合は、休館とする。</p> <p>なお、東海地震注意情報及び東海地震予知情報発表時の対応については、警戒宣言発令時の対応に準ずるものとする。</p>

4 工事中の建築物等に対する措置

<p>工事中の建築物等 に対する措置</p>	<p>工事中の建築物その他の工作物又は施設については、原則として安全措置を講じたうえ、工事を中断するものとする。</p>
-------------------------------------	--

5 強化地域内にある市民利用施設

<p>八ヶ岳少年自然の家</p>	<p>警戒宣言が発令された場合は、休所とする。</p> <p>なお、東海地震注意情報及び東海地震予知情報発表時の対応については、警戒宣言発令時の対応に準ずるものとする。</p>
------------------	--

第11節 市民・事業所等の事前措置【経済労働局、危機管理本部】

1 市民等のとるべき措置

警戒宣言が発せられた場合、また地震発生に備えて、冷静に行動することは、混乱を防止し、発災後の被害を最小限に食い止めることとなることから、状況に応じた対処に努めるものとする。

(1) 家庭にいたとき

ア 正確な情報の把握

ラジオ・テレビなどによる情報入手。また、市、区役所、消防署、警察署等からの広報入手。

イ 冷静な判断と行動

家庭にいる人のとるべき行動、役割分担の確認。

ウ 家具等の転倒、落下物防止措置

照明器具、家具等の固定の確認。

エ 火気使用の自粛

ガス等の火気類の使用は最小限にする。

オ 消火用水の確保

消火器やバケツ等に消火用水を用意する。

カ 危険物類の安全防ぎょ

灯油や食用油などは、安全な容器に移す。また、ガス類の元栓を閉め、LPガスボンベ（プロパンガスボンベ）は鎖などで転倒防止を図る。

キ 身軽で動きやすい服装にする

動きやすい服装に着替え、頭きん及びヘルメットも用意する。

ク 非常持ち出し品の確認

水、食料、ラジオ、懐中電灯、医薬品等非常持ち出し品を用意する。

ケ 生活用水の確保

風呂桶やバケツ等に水を用意する。

コ 避難所などの確認

避難所や避難経路等を確認しておく。

サ 隣近所で助け合う

初期消火や避難ができるようお互いに連絡をとっておく。

シ 自動車、電話使用の自粛

不要不急の車両・電話の使用は避ける。特に、避難のために車両は使用しない。

ス 家族との連絡方法

災害用伝言ダイヤル等の活用について検討する。

(2) 学校にいたとき

教職員の指示に従い、落ち着いて行動する。

(3) 駅、デパートなどにいたとき

不特定多数の人がいる場所では、職員や店員などの誘導に従い、落ち着いて行動する。

(4) 職場にいたとき

警戒宣言が発せられた時や地震が発生した時の対策が多くの職場で決められているので、その計画により行動する。

(5) 交通機関に乗っていたとき

乗務員の指示に従い、落ち着いて行動する。

(6) 自動車を運転していたとき

正確な情報を把握し、冷静な判断と行動をとる。

2 事業所等は、警戒宣言時においても必要な地震防災応急対策の措置を講ずるとともに、極力平常どおり本市の都市機能を確保することを基本とした対応を行うものとする。

(1) 営業活動等

ア 劇場等不特定多数の者が出入する施設は営業を自粛するものとする。

ただし、病院等非常時においても市民生活に不可欠な施設については、活動を継続かつ強化するものとする。

イ 生活必需品を販売する百貨店、スーパーマーケット等は耐震性の確保される店舗にあっては、店舗の判断により営業を継続するものとする。

ただし、飲食店等火気を使用するものは、出火防止策を講じ営業を継続するか、又は自粛するものとする。

ウ 石油類、高圧ガス、毒物等を製造、貯蔵、処理又は取扱いを行う施設は、従業員に警戒体制をとらせ、防・消火設備、防災資機材等の点検を実施するとともに、極力その操業、営業等を自粛するものとする。

エ タンクローリー等の運行は、原則として中止する。

(2) 事業所等の従業員対策

事業所等においては、警戒宣言が発せられた場合、応急対策に必要な要員等を確保するとともに、従業員等をむやみに移動を開始させることなく、身の安全の確保を図るものとする。

第12節 消防対策【消防局】

消防機関は、警戒宣言（東海地震予知情報発表）が発令された場合、東海地震に関する情報の発表に伴い確立した震災警戒体制を継続するとともに、次に掲げる措置を実施する。

1 震災警戒体制

警戒宣言が発せられた場合は、消防警戒本部体制から消防指揮本部体制に移行する。

2 警戒宣言の伝達

警戒宣言が発せられたときは、全消防署所及び各消防団器具置場において地震防災信号（警鐘・サイレン）を発し、地域住民等に伝達する。

3 地域住民等への広報

同時多発火災を予測し、地域住民等へ出火防止（火気使用の自粛）及び初期消火の徹底を図るため、消防職（団）員が広報車等を活用して広報を行う。

なお、広報時には、必ず警戒宣言の内容等を付加する。

4 警戒宣言時における事業所等の対応措置指示

川崎市地震対策条例第14条に規程する指示及び警戒宣言が発せられたときは、第6部第6章第3節に規定する事業所等において、地震防災応急計画に基づく必要な措置を実施していないことが明らかであると認めるときは、その実施を指示する。

5 関係機関との調整

その他必要な措置について、警察及び防災関係機関と事前協議を図る。

第13節 警備対策【神奈川県警察、第三管区海上保安本部】

1 警察

警察は、東海地震注意情報及び東海地震予知情報の発表に伴い、東海地震の発生に係る市民の危惧、不安等から発生するおそれのある混乱及び各種の犯罪に対処するため、早期に警備体制を確立し、警察の総合力を発揮して迅速、的確な警戒宣言発令時対策を実施することにより、市民の生命、身体、財産の保護活動に努め、治安維持の万全を期するものとする。

(1) 警備体制の確立

ア 警備本部の設置

警察は、東海地震に関する異常現象の観測により東海地震注意情報若しくは東海地震予知情報を受領したときは、直ちに警察本部に警察本部長を長とする警備本部を、各警察署に警察署長を長とする警察署警戒警備本部を設置し、指揮体制を確立するとともに、警察署警戒警備本部と市（区）東海地震警戒本部は必要に応じてお互いに要員を派遣し、協力・連携体制を強化する。

イ 警備部隊の編成及び部隊運用

警察は、別に定めるところにより、警備部隊の編成を行うほか、事案の規模及び態様にに応じて迅速、的確な部隊運用を行うものとする。

(2) 警戒宣言発令時対策等

警察が実施すべき東海地震に関連する情報が発表された時の措置及び警戒宣言発令時対策については、おおむね次に掲げる事項を基準とする。

ア 情報の収集・伝達

東海地震に関連する情報の発表及び警戒宣言が発せられた場合、その内容を正確かつ迅速に周知するとともにこれに伴う諸般の情勢を迅速、的確に収集、把握し、民心の安定と混乱の防止を図るため次の活動を実施するものとする。

(ア) 東海地震に関連する情報及び警戒宣言の伝達への協力

(イ) 各種情報の収集

(ロ) 市（区）東海地震警戒本部、市（区）災害対策本部及び関係機関との相互連絡

(ハ) 住民等への情報伝達活動

イ 広報

民心の安定と混乱防止のため、次の事項を重点として広報活動を行うものとする。

(ア) 東海地震に関連する情報及び警戒宣言に関する正確な情報

(イ) 道路交通の状況と交通規制の実施状況

(ロ) 自動車運転の自粛と自動車運転手のとるべき措置

(ハ) 犯罪の予防等のために住民がとるべき措置

(ニ) 不法事案を防止するための正確な情報

(ホ) その他混乱防止のために必要かつ正確な情報

ウ 社会秩序維持

東海地震災害に係る危惧及び物資の欠乏、将来の生活に対する不安等に起因する混乱並びに窃盗犯、粗暴犯、集団不法事案等を防止するため、警察は次の活動により、社会秩序維持に万全を期するものとする。

(ア) 正確な情報の収集及び伝達によるパニックの防止及び流言飛語の防止

- (イ) 民心の不安を助長する窃盗犯、暴力犯、経済犯等の予防及び取締り
- (ウ) 危険物による犯罪又は被害者発生防止のための予防及び取締り
- (エ) 避難に伴う混乱等の防止と人命の保護
- (オ) 避難地、警戒区域、重要施設等の警戒
- (カ) 自主防犯活動等に対する指導

エ 施設等の点検及び整備

警察通信施設、警察庁舎及び道路交通施設等について、発災に備えてその機能を保持するため、点検及び整備を実施するものとする。

2 第三管区海上保安本部

海上における治安を維持するため、警察等治安関係機関と密接な連絡を保ち、情報収集に努めるとともに、巡視船艇による警戒、挙動不審船に対する立入り検査の実施等により犯罪の予防取締りにあたる。

第14節 交通対策【交通局、神奈川県警察、指定公共機関、第三管区海上保安本部、

指定地方公共機関】

1 道路

警察は、東海地震に係る警戒宣言が発令された場合における交通の混乱と交通事故の発生を防止し、地域住民等の避難の円滑と防災関係機関が警戒宣言発令時対策のために実施する緊急輸送（通行）車両の円滑を確保するため、次により交通規制等の交通対策を実施する。

なお、強化地域内の交通規制については、地震防災応急対策の実施状況、道路交通の状況、交通規制に伴う地域住民の日常生活への影響等を総合的に判断して、効果的に実施することとする。

(1) 交通規制措置

ア 基本方針

- (ア) 強化地域内へ進行しようとする、又は強化地域内を移動しようとする一般車両の通行は禁止する。
- (イ) 強化地域外への一般車両の流出は交通の混乱が生じない限り、原則として制限しない。
- (ウ) 避難路及び緊急交通路については、優先的にその機能を確保する。
- (エ) 緊急交通路に指定する高速自動車国道及び自動車専用道路（以下「高速自動車国道等」という）については、一般車両の強化地域内への流入を制限するとともに、強化地域内におけるインターチェンジ等からの流入を制限する。

イ 都県境における一般車両の流出入は、次により措置する。

- (ア) 東京都内へ流出する車両は抑制せず、東京都内から流入する車両は、状況により制限する。
- (イ) 山梨県内へ流出する車両又は山梨県内から本県に流入する車両は、状況により制限する。
- (ウ) 静岡県内へ流出する車両又は静岡県内から本県に流入する車両は、状況により制限する。

ウ 警戒宣言が発せられた場合の交通規制

警戒宣言が発せられた場合は、強化地域における交通の混乱防止を図り、地震防災応急対策活動が円滑に行われるように、一般車両の通行を禁止する区域及び通行を制限する区域の設定や緊急交通路の確保など必要な規制を実施する。

(ア) 交通を規制する区域の設定

強化地域においては、一般車両の道路における通行を禁止し、又は制限する。

(イ) 緊急交通路の確保

緊急交通路として指定する想定のある道路（指定想定路）54路線の中から、交通の状況に応じて確保する。

(2) 運転者のとるべき措置

ア 走行中の車両は、次の要領により行動するものとする。

(ア) 警戒宣言が発せられたことを知ったときは、地震の発生に備えて低速走行に移行するとともに、カーラジオ等により継続して地震情報及び交通情報を聴取し、その情報に応じて行動すること。

(イ) 車両を置いて避難するときは、できる限り道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車しエンジンを切り、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。駐車するときは、避難する人の通行や地震防災応急対策の実施の妨げになるような場所には駐車しないこと。

(ウ) 危険物等を運搬中の車両は、あらかじめ定められている安全対策を速やかにとること。

イ 避難のために車両を使用しないこと。

(3) 緊急輸送（通行）車両の確認事務手続

ア 緊急輸送（通行）車両

緊急輸送（通行）車両は、大震法第21条2項に規定する地震防災応急対策の実施責任者又はその委託を受けた者が使用する車両で、次に掲げる業務に従事する車両とする。

(ア) 警戒宣言等の内容の伝達、避難勧告及び指示

(イ) 消防、水防その他の応急措置

(ウ) 応急の救護を要すると認められる者の救護、その他保護

(エ) 施設及び設備の整備並びに点検

(オ) 犯罪の予防、交通の規制その他当該大規模な地震により地震災害を受けるおそれのある地域における社会秩序の維持

(カ) 緊急輸送の確保

(キ) 地震災害が発生した場合における食料、医薬品その他の物資の確保、清掃、防疫その他の保健衛生に関する措置その他応急措置を実施するため必要な体制の整備

(ク) その他地震災害の発生の防止又は軽減を図るための措置

イ 緊急輸送（通行）車両の確認申請

緊急輸送（通行）車両の確認申請は、県公安委員会（県警察本部交通規制課、第一交通機動隊、第二交通機動隊、高速道路交通警察隊、各警察署又は交通検問所）及び県知事（災害対策課、各地域県政総合センター）に対して行い、緊急輸送（通行）車両であることの確認証明書及び確認標章の交付をうけるものとする。

2 海上交通【第三管区海上保安本部】

(1) 避難勧告等

ア 港内にある巨大船及び危険物積載船（海上交通安全法に定める危険物積載船）に対し、東京湾外の安全な場所へ避難するよう勧告するとともに、入港しようとする巨大船及び大型の危険物積載船に対しても入港を取り止め、東京湾外の安全な場所へ避難するよう勧告する。

イ ア以外の危険物積載船及び岸壁等の損壊等により被害を受けるおそれのある停泊船舶については、港外の安全な場所へ避難するよう勧告するとともに、入港しようとするそれらの船舶

に対しても入港を取り止め、安全な場所へ避難するよう勧告する。

ウ その他船舶に対しては、直ちに移動できる態勢をとるよう勧告し、又は安全な場所に避難するよう勧告する。

(2) 危険物の保安措置

ア 危険物荷役中の船舶に対し、荷役を中止させる等必要な保安措置を講じさせる。

イ シーバース、危険物荷役岸壁、危険物取扱い事業所等の管理者に対し、海上への危険物流出措置を講ずるよう指導するとともに、オイルフェンス等の排出油防除資器材の準備を指導する。

(3) 工事作業等の中止

ア 工事作業等の施工者に対し、海上交通の安全に危険を及ぼすおそれがある工事作業等の中止等、必要な措置を講じさせる。

イ 港内における工事等を行う者に対し、中止を勧告する。

(4) 航路障害の発生防止

ア 送泥管、作業用足場、木材、筏、生簀、定置網、小型船舶等の所有者に対し、固縛又は陸上への引揚げ等流出防止措置を講ずるよう指導する。

イ 陸上にあるコンテナ、自動車、木材等で地震動及び岸壁の損壊等により海面に落下するおそれのある物の所有者に対し、場所の移動、固定等による落下防止措置等を講ずるよう指導する。

ウ 海釣り公園等海洋施設の管理者に対し、利用客等をすみやかに避難させるよう指導するとともに、当該施設の流出を防止するための補強を行う等、必要な保安措置を講ずるよう指導する。

(5) 緊急輸送

ア 傷病者、医師等の緊急輸送については、すみやかにその要請に応じる。

イ 救援物資等の緊急輸送については、その輸送の緊急度を考慮し、可能な範囲においてその要請に応じる。

(6) 情報伝達

警戒宣言その他地震に関する情報、海上交通規制の状況等について巡視船艇等により周知に努める。

3 鉄道

(1) 運行方針

各鉄道機関は警戒宣言時においては、次の方針を原則として、対処する。

ア 強化地域内を運転中の列車に対しては、最寄りの駅その他の場所まで安全な速度で運転して停車、待機する等の措置をとる。

イ 強化地域内へ進入する予定の列車に対しては、進入を規制する。

ウ 強化地域外の列車の運行は極力運行を確保する。

(2) 各鉄道機関の警戒宣言発令時の対策

ア 東日本旅客鉄道（横浜支社）

(ア) 列車運行措置

地震防災強化地域指定地域及びこれに近接する地域に所在する次の線区は運転を中止する。

a 東海道線（藤沢以西）

b 中央線（高尾以西）

c 相模線（全線）

d 伊東線（全線）

上記以外の線区は、徐行等の運転規制を行う。

(イ) 列車の運転規制等

a 警戒宣言が発せられたときの列車の運転規制手配は次による。

(a) 強化地域内への列車の進入は、原則として規制する。

境界駅

- ・ 東海道本線 …………… 藤沢駅
- ・ 相模線 …………… 茅ヶ崎駅

(b) 強化地域内を運転中の列車は、原則として最寄の安全な駅、その他の場所まで安全な速度で運転し停車させる。

(c) 根府川駅及び委託駅における列車の抑止を禁止する。

b 警戒宣言が解除されたときは、必要により車両、線路、信号装置等の機能確認を行った後、列車の運転を行うものとする。

(ウ) 旅客の待機案内等

a 駅舎内の旅客及び駅に停車した列車内旅客は、自己の責任において行動を希望する者を除き、原則として駅内又は列車内を待機場所とする。

ただし、列車の停止が長時間となった場合及び危険が見込まれる場合は、地方自治体が定める広域避難場所等へ避難するよう案内する。

b 駅舎内の旅客及び駅に停止した列車内旅客に対し、駅、車内放送、掲示等により警戒宣言の内容、停止の理由、旅行の中止、う回のしょうよう及び近距離旅行者の徒歩帰宅の呼びかけを行う。

c 旅客等に急病人が発生したときは、周辺の救急病院を把握し、救急車の要請と安全な場所での応急手当と安静な保護に努める。

(エ) 警備対策

a 駅舎内及び列車等の旅客の安全確認、秩序の維持及び盗難等、各種犯罪の防止に努める。

b 列車の停止状況、旅客の待機等の状況により、社員を適宜配備し、混乱等が予想されるときは警察の応援を要請する。

イ 東海旅客鉄道

(ア) 列車の運転規制等の取扱い

a 東海地震注意情報発表時の取扱い

東海地震注意情報が発表された後、次の各号に掲げる列車の運転取扱いを行うこととする。

(a) 旅客列車については、運行を継続する。但し、長距離夜行列車については、強化地域への進入を禁止する。

(b) 貨物列車については、強化地域への進入を禁止する。

b 警戒宣言発令時の取扱い

警戒宣言発令後、次の各号に掲げる列車の運転取扱いを実施することとする。（新幹線）

(a) 想定震度が6弱以上の地域への進入を禁止する。

(b) 想定震度が6弱以上の地域内を運行中の列車は、最寄りの駅まで運転して停止する。

(c) 想定震度が6弱未満の地域において、名古屋・新大阪駅間については運行を継続する。この場合、強化地域内については、安全な速度で運転する。

(4) 旅客の取扱い

a 東海地震注意情報発表時の取扱い

東海地震注意情報が発表された時及び政府から準備行動等を行う旨の公表があったときには、旅客等に対しその内容を伝達するとともに、列車の運行状況、警戒宣言が発令された場合の列車の運転の計画を案内する。

b 警戒宣言発令時の取扱い

警戒宣言発令時、旅客等に対して次の各号に掲げる措置を講ずるものこととする。

(a) 警戒宣言が発せられたときには、その情報を伝達するとともに、予め定めた方法及び内容により列車の運転状況について案内する。

(b) 滞留旅客が発生した場合は、自らの判断において行動する者を除き、関係地方自治体の定める避難地へ避難させる等必要な措置をとる。

(3) 私鉄各社

ア 運行方針

防災関係諸機関、報道機関並びに東日本旅客鉄道との協力のもとに、地域の実情に応じた可能な限りの運転を行う。ただし、運行を確保するためには、次の条件が必要であり、条件が満たされず駅等における旅客の混乱、踏切支障等により運行が困難となった場合には運転を中止する。

(ア) 駅等に対する旅客の集中を防止するため、時差退社並びに近距離通勤者の徒歩帰宅等が事前に十分徹底されていること。

(イ) 混乱が予想される駅等の警備を実施すること。

(ウ) 道路交通の混乱に伴う踏切支障を防止するため、踏切周辺の交通整理を実施すること。

イ 社別運行計画

発令当日及び翌日以後の各社別運行計画を次表に示す。

(ア) 東急電鉄

a 発令当日

警戒宣言が発せられたときは現行ダイヤを使用し減速運転を行う。

b 翌日以降

地震ダイヤ（仮称）を作成し、減速運転を行う。

なお、地震ダイヤは一部列車の運転中止等を考慮するので輸送力は平常ダイヤよりかなり減少する。

(イ) 京浜急行電鉄

a 発令当日

警戒宣言が発せられたときは現行ダイヤを使用し減速運転を行う。

なお、これに伴う列車の遅延は運転整理により対応するため、一部列車の間引き運転等を生じるので輸送力は平常ダイヤより減少する。

b 翌日以降

状況により、減速運転を行う。

なお、一部列車の運転中止等を考慮するので輸送力は平常ダイヤより減少する。

(ウ) 小田急電鉄

警戒宣言が発せられたときは、当社の「危機管理規則」、「大規模地震事業継続計画（地震

BCP)」、「鉄道防災計画【地震災害編】」等に基づいて、直ちに総合対策本部を設置し警戒態勢と応急態勢を整える。また、警戒宣言発令時の運転計画は次のとおりとする。

a 列車の運行措置

(a) 発令当日

警戒宣言が発せられたときには、次の区間の運転を中止する。

<運転中止区間>

小田原線 相武台前—————小田原間

江ノ島線 藤 沢—————片瀬江ノ島間

この場合、駅間走行中の列車は最寄駅まで安全な速度で運転し、駅に到着後、旅客に対して警戒宣言が発せられた旨を告げ、避難場所への避難方を案内し降車させる。

なお、小田原線 新宿～相武台前間、江ノ島線 相模大野～藤沢間及び多摩線 新百合ヶ丘～唐木田間の運転については、準急列車および普通列車のみの運転とし、毎時4.5kmの注意運転を行う。このため、輸送力は平常ダイヤより減少する。

(b) 翌日以降

地震ダイヤを作成して可能な範囲での運行に努める。

b 旅客に対する案内

旅客に対しては、警戒宣言発令前の段階から警戒宣言発令時の列車の運行措置等について案内するとともに、不要不急の旅行等を控えるように要請する。

4 バス

(1) 基本方針

警察署の道路規制等の状況、路線バス運行の道路状況等の情報を的確に把握するとともに災害対策本部及び各関係機関との緊密な連絡をとりながら、極力運行を確保することに努める。

(2) 警戒宣言の内容及び情報等の周知徹底

乗務員に対し、点呼時において、警戒宣言の内容及びに交通規制地域、路線及び区間の周知徹底を行う。

(3) 路線運行上における、最寄り避難場所、乗客の安全誘導等の指導徹底

運行中に地震が発生した場合における路線上の最寄りの避難場所及び乗客の安全誘導方法についての指導徹底を行う。

また、路線上における危険箇所（崖崩れの発生しやすい場所、危険物の多量貯蔵地域等）の確認を行う。

(4) 車両の非常扉等の点検

車両の非常扉、備え付け消火器等の機能について点検確認を行う。

(5) 施設等の点検

各営業所の建物、構築物等の倒壊及び危険物の流失の危険性について点検を行い、防護に努める。

(6) 燃料の確保

警戒宣言発令に伴い、交通規制等による燃料の供給が困難な状況になることが予想されるが極力、運行に必要な燃料の確保に努めるものとする。

(7) 動員体制の確認、徹底

地域防災計画に基づく動員体制並びに勤務時間外における参集場所及び分担等について確認

徹底を行う。

第15節 公共機関の事前対策【指定公共機関】

1 電気（東京電力パワーグリッド株式会社）

(1) 地震防災強化計画の目的

この計画は、「大規模地震対策特別措置法」に基づき、社会、公衆の安全の確保に資するため電気事業者としての地震防災に関する諸施策を定め、もって地震防災体制の確立に万全を期することを目的とする。

(2) 基本方針

地震防災予防及び災害復旧対策上必要不可欠な条件となっている電力を円滑に供給することが電気事業に課せられた主たる責務である。

このため、警戒態勢及び情報伝達ルート等の確立並びに要員及び資機材の確保等の地震防災対策を講ずるとともに、地震防災教育・訓練の充実を図ることとする。

(3) 地震防災応急対策

ア 東海地震注意情報・警戒宣言が発せられた場合の災害予防措置

(イ) 東海地震注意情報が発せられた場合の予防措置

a 電力設備の特別巡視・特別点検の実施

第2非常態勢下に入る強化地域内の各事業所は、防火設備、非常用電源設備等を重点に、あらかじめ定められたとおり実施する。

b 警戒宣言に備えた諸準備の実施

第2非常態勢下に入る強化地域内の各事業所および第1非常態勢下に入る首都圏にある各事業所は、工事現場の応急安全措置および営業窓口での対応業務の中止などに備えた諸準備を進める。また、別に定められた諸準備を同時に進める。

c 訪問者に対する事前対応

当社施設への訪問者に対しては、東海地震注意情報が発せられた旨を知らせる。第2非常態勢下に入る強化地域内の各事業所においては、新たな訪問者の入館を断るとともに、原則として、対応中の訪問者についても対応等を中断し、早めの退館を要請する。

(ロ) 警戒宣言が発せられた場合の予防措置

a 工事現場の応急安全措置の実施

(a) 第3非常態勢下に入る強化地域内および首都圏の各事業所は、想定される地震規模を踏まえて、公衆災害の予防や人身安全の確保を最優先に、原則として工事（点検作業含む）を中止し、ただちにあらかじめ定められた応急安全措置を実施する。

(b) 第1非常態勢に入るその他の事業所においては、工事状況に応じ、安全サイドの対応を行うことを基本に、可能な限り工事は自粛する。

(c) 地震発生後は、被災のない場所での仕掛かり中の緊急性の高い工事や供給停止中の復旧工事については、周囲の状況を勘案し、可能なものは工事を再開する。

b 営業活動

第3非常態勢下に入る強化地域内及び首都圏の各営業窓口は、地震発生が予想されている旨を説明し、入館を断るなど、電話での対応を除き事業所窓口での対応業務を中止する。

c 訪問者に対する安全措置

第3非常態勢下に入る強化地域内及び首都圏の各事業所においては、当社施設への訪問者・見学者等に対し、関係地方公共団体と連携のうえ、東海地震予知情報の連絡、及び避難場所・方法の周知等、的確な安全措置を講じる。

(ウ) その他の非常災害が予想される場合の予防措置

a 巡視・点検の実施

供給支障、公衆災害等を未然に防止するため、各電力設備の重点的巡視及び点検を行う。

b 応急安全措置の実施

仕掛り工事や作業中の電力設備等（建設所を含む）に対し、状況に応じた人身安全及び設備保全上の応急安全措置を実施する。

(4) 地震防災教育、訓練

ア 地震防災教育

(ア) 地震関係法令、地震関係パンフレット等の配布、関係記事の社内報への掲載等により社員教育に努める。

(イ) 神奈川県及び川崎市が計画する地震に関する講演会等に積極的に参加し、地震防災に対する知識の向上に努める。

イ 地震防災訓練

(ア) 本社本部が計画する防災訓練の実施にあたっては、警戒宣言が発令された場合を想定した情報連絡訓練並びに災害対策用資機材の整備及び点検を主たる内容としたものとする。

(イ) 川崎市が実施する地震防災訓練には、積極的に参加する。

2 電話通信（東日本電信電話株式会社）

(1) 地震防災対策の実施方針

電気通信設備の地震防災対策は、次の実施方針に従って行う。

ア 東海地震予知情報受信後、災害時において重要通信を確保できるよう地震防災対策の推進と地震防災体制の確立を図る。

イ 平素から設備自体を強固にし、地震に強い信頼性の高い通信設備とするよう努める。

ウ 被災地との通信が全面的に途絶することのないよう最小限の通信手段を確保する。

(2) 東海地震予知情報受信後、災害時における電気通信サービスの確保対策

ア ダイヤル通話

警戒宣言が発令されると、その直後から通話が集中的に発生し、輻輳することが想定されるので、次の考えで対処する。

(ア) 防災関係機関、報道機関等の災害時優先電話からの通話は、最優先でそ通を確保する。

(イ) 街頭公衆電話及び避難場所に設置する特設公衆電話からの通信はそ通を確保する。

(ウ) 一般加入電話からの通話については、災害時優先電話等の通話を確保するため、原則として通話規制を行う。

(エ) 災害用伝言ダイヤル「171」、災害用伝言版「web171」の提供を開始します。提供開始は報道機関(テレビ・ラジオ等)を通じお知らせします。

イ 防災関係機関等との連絡体制

行政機関や防災関係機関等との情報連絡を密にし、協力・援助を得るため必要な体制を確立する。

ウ 地震災害警戒本部の設置

東海地震予知情報発表の後、警戒宣言が発令された場合は、NTT東日本神奈川事業部並びにグループ会社等に地震災害警戒本部を設置する。

(3) 設備の耐震対策等

ア 耐震対策

交換機や蓄電池などについては、地震による震動にも耐えられるよう補強している。また、局舎、無線鉄塔についても大規模地震に耐えるよう、耐震対策を行っている。

イ 耐火対策

通信設備が収容されている交換室には防火扉を設置して延焼防止を図っている。また、室内からの火災発生に対しては、煙感知器及びハロゲンガスによる消火設備を採用している。

ウ 防水対策

高潮、津波などによる浸水を防止するため、防潮扉、防水壁等を設置している。

エ 停電対策

電話交換所は停電時等に備え、蓄電池や発電機を備えている。

(4) 通信途絶防止対策

地震災害発生時等において重要通信を確保し、又災害を迅速に復旧するため、各種災害対策用機器を配備している。

ア 移動無線車（TZ403）

イ ポータブル衛星車載車

ウ 応急ケーブルの配備

応急光ケーブル、応急メタルケーブルを配備している。

(5) 災害応急復旧対策

ア 情報の収集及び連絡

地震が発生し、又は発生の恐れのあるときは、行政機関や防災関係機関との連絡を図るほか、情報を収集し周知する。

イ 地震災害対策本部の設置

地震が発生し、又は発生する恐れがある場合は、神奈川事業部に地震災害対策本部あるいは地震災害警戒本部を設置する。

ウ 復旧用資材、車両等の手配

警戒宣言が発せられた場合、復旧用資材、車両等必要な手配を実施する。

なお、人員、資材の緊急輸送あるいは復旧に必要な車両については、予め緊急通行車両の事前届けを行っておくものとする。

エ 災害が発生し、又は発生が予想される場合において、必要があると認めるときは、部外機関に対し、次の事項について応援の要請又は協力を求めるものとする。

(ア) 地方公共団体等に対する燃料、食料等の特別配給の要請

(イ) 災害時の緊急輸送のための運送業者の協力・要請

(ウ) 電力会社に対する商用電源確保の協力・要請

(エ) 予備エンジンの燃料、冷却水等の確保及び輸送に関する関係業者への要請

オ 応急復旧等に関する広報

被災した通信設備等の応急復旧の状況、通信のそ通、利用制限の措置状況等利用者の利便に

関する事項については、報道機関（テレビ、ラジオ等）を通じて広報を行う。

3 ガス（東京ガス株式会社）

(1) 対策組織の設置

ア 東海地震注意情報を受理した場合、直ちに臨時体制をとる。

イ 警戒宣言の発令の情報受理後、直ちに地震災害警戒本部および地震災害警戒支部を設置する。

(2) 対策要員の確保

対策要員はあらかじめ定められた動員計画に基づき速やかに所属する本（支）部に出動する。

(3) 通報・連絡の経路

社内および外部機関との連絡が相互に迅速かつ確実に行えるよう、情報伝達ルート多重化および情報交換のための収集・連絡体制の明確化など、体制の確立に努めるものとする。

(4) ガス工作物等の巡視・点検および検査

地震防災上巡視・点検および検査が必要なガス工作物等については、あらかじめ定める巡視・点検および検査要領に従い巡視点検および検査を行う。

(5) ガス工事等の中断

工事中または作業中のガス工作物等については、状況に応じ応急的保安措置を実施のうえ、工事または作業を中断する。

(6) 災害時における復旧用資機材の確保

予備品・貯蔵品等の復旧用資機材の在庫量を確認し、調達を必要とする資機材は、次のような方法により速やかに確保する。

ア 取引先・メーカー等からの調達

イ 被災していない他地域からの流用

ウ 他ガス事業者等からの融通

(7) 復旧用資機材置場等の確保

災害復旧は、復旧用資機材置場および前進基地が必要となるため、あらかじめ調査した用地等の利用を検討する。また、この確保が困難な場合は、地方自治体等の災害対策本部に依頼して、迅速な確保を図る。

(8) 安全広報

お客さまに対し、不使用中のガス栓が閉止されていることの確認、地震が発生したときにおける使用中のガス栓の即時閉止等を要請する。また、テレビ、ラジオ等の報道機関に対して前述の広報内容を報道するよう要請する。さらに地方自治体とも必要に応じて連携を図る。

第5章 混乱防止対策【危機管理本部】

東海地震注意情報、東海地震予知情報あるいは警戒宣言が発せられた場合、通信の輻輳や情報の不正確さによっておこるパニックや主要駅等における混乱が予想されるため、その防止を図る必要がある。

第1節 情報パニックによる混乱防止措置

電話の不通、情報把握の不正確さによって引き起こされる各種パニックの防止を図るため、次の対策を実施するものとする。

- 1 市長は、防災行政無線、インターネット、メールニュースかわさき「防災気象情報」、広報車、テレビ神奈川データ放送、ケーブルテレビ、コミュニティFM、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）、その他の広報可能手段を活用し、冷静な行動、自動車や電話の使用自粛等住民の注意を喚起する広報を積極的に行い、流言飛語の防止を図る。
- 2 地震関連情報の伝達についても、正確な情報を適切な内容とタイミングにより行い、人心の安定に努めるものとする。
- 3 市長は収集した情報を、必要な防災関係機関に迅速に伝達するものとする。
- 4 防災関係機関は、収集した情報を市及び必要な関係機関に対し迅速に伝達するものとする。
- 5 防災関係機関は、所管する業務に係わる広報について、広報班を編成して市が行う広報と連携し実施するものとする。

第2節 主要ターミナル駅・周辺の混乱防止措置

通勤通学者等が集中する主要ターミナル駅及びその周辺における混乱を防止するため、防災関係機関と連携・協力をし、次の対策を実施するものとする。

- 1 市長は、鉄道等の運行状況についての情報の収集に努める。
- 2 区長は、主要ターミナル駅・周辺における乗降客の集中状況及びバス・タクシーの運行状況についての把握に努め、市長に報告するとともに、警察、消防、鉄道事業者等の防災関係機関と連携を図り、次の措置を実施する。
 - (1) 事業所等に対する退社抑制の要請
 - (2) 鉄道運行情報等の提供
 - (3) 主要ターミナル駅及びその周辺の交通規制
 - (4) バス・タクシー乗降場所の移転及び交通整理
 - (5) 乗降客の規制及び避難誘導
 - (6) 改札規制
 - (7) 救助・救急及び応急医療

第6章 地震防災上必要な事前対策の推進【危機管理本部、消防局】

第1節 市職員に対する啓発

各局室区は、それぞれの職場における警戒宣言発令時にとるべき具体的措置について職員に周知を図り、十分な習熟が図られるよう防災啓発に努めるものとする。

第2節 住民等に対する広報【危機管理本部、教育委員会】

住民等に対し、平常時において、東海地震に関連する情報の内容等の理解を深めさせ、社会的混乱の防止を図るための広報活動を行う。

1 広報の方法

- (1) 市政だより、防災広報紙等の配布
- (2) 市民集会等の開催
- (3) 地域住民の自主防災活動に対する指導

2 広報の内容

- (1) 大震法に基づく警戒宣言の性格及び措置の内容
- (2) 東海地震に関連する情報の内容
- (3) 予想される東海地震と被害の想定に関する知識
- (4) 警戒宣言、東海地震に関連する情報の入手方法
- (5) 市及び防災関係機関等が行う地震防災応急対策等の内容

3 児童、生徒等に対する教育

東海地震注意情報による準備行動の開始、警戒宣言発令時の対応措置及び地震発生後の災害応急対策等に係る事項について、児童、生徒等に地震防災教育を実施するとともに、保護者に対して周知を図るものとする。

4 自動車運転者等に対する広報

警察は、自動車の運転者及び管理者に対し、警戒宣言発令時並びに地震発生時における自動車の運行等の措置について機会をとらえて広報の徹底を図るものとする。

第3節 地震防災事前措置計画の策定【消防局、危機管理本部】

市域は、地震防災対策強化地域外ではあるが、川崎市地震対策条例第2条第3号に規定する事業者は、警戒宣言時における対応措置について、その管理する施設又はその運営する事業ごとに、地震防災事前措置計画を作成しておくものとする。